人事院は、復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十六号）の施行に伴い、及び国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）等に基づき、復興庁設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年六月十二日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一―七五

復興庁設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備に関する人事院規則

（改正の対象となる人事院規則）

第一条　次の各号に掲げる人事院規則の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

一　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）　別表第一

二　人事院規則一―六四（職員の公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣）　別表第二

三　人事院規則一―六九（職員の公益社団法人福島相双復興推進機構への派遣）　別表第三

四　人事院規則一―七二（職員の平成三十七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会への派遣）　別表第四

五　人事院規則二―三（人事院事務総局等の組織）　別表第五

六　人事院規則八―一二（職員の任免）　別表第六

七　人事院規則九―七（俸給等の支給）　別表第七

八　人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）　別表第八

九　人事院規則九―一三（休職者の給与）　別表第九

十　人事院規則九―二四（通勤手当）　別表第十

十一　人事院規則九―三四（初任給調整手当）　別表第十一

十二　人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）　別表第十二

十三　人事院規則九―五四（住居手当）　別表第十三

十四　人事院規則九―八九（単身赴任手当）　別表第十四

十五　人事院規則九―一二一（広域異動手当）　別表第十五

十六　人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）　別表第十六

十七　人事院規則一一―四（職員の身分保障）　別表第十七

十八　人事院規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣）　別表第十八

十九　人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）　別表第十九

二十　人事院規則二四―〇（検察官その他の職員の法科大学院への派遣）　別表第二十

第二条　前条各号に定める表中の傍線及び破線の意義は、次に掲げるとおりとする。

一　改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改めること。

二　改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改めること。

三　改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加えること。

四　改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削ること。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置）

2　この規則による改正前の規則一―三四別表の二十の表平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法の項に掲げる人事管理文書の保存期間については、なお従前の例による。

別表第一　人事院規則一―三四の一部改正に関する表（第一条第一号関係）

改正後			
別表　人事管理文書の保存期間（第三条関係）			
一　任免			
人事管理文書の区分	基準日	保存期間	
（略）	（略）	（略）	

改正前			
別表　人事管理文書の保存期間（第三条関係）			
一　任免			
人事管理文書の区分	基準日	保存期間	
（略）	（略）	（略）	